

「生物多様性ぎふ戦略」の見直しについて（概要）

1 見直しの趣旨

生物多様性基本法第13条に基づき、H23.7に策定(計画期間はH23～33年度)した本戦略の中間見直しを実施するもの。

見直しについては、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入(H24.4)、「清流の国ぎふ憲章」の策定(H26.1)、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定(H27.12)等、県の施策を踏まえる。

2 「生物多様性ぎふ戦略」の概要

岐阜県の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための「大切にすべき3つの視点」を定め、岐阜県の10年後(平成33年度)の目指すべき姿及びそれを実現するために必要な施策を示している。

【大切にすべき3つの視点】

- ・第1の視点「森・里・川・海のつながりを守る」
- ・第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」
- ・第3の視点「ともに考え続ける」

3 見直しのポイント

(1) 3つの視点及び10年後の目標について

3つの視点及び10年後の目標は、策定から10年後に改めて検討を行うことが大切であることから、維持すべきものとし、各施策について現況を反映した見直しを行う。

(2) 「清流の国ぎふ憲章」との関係について

平成26年1月に策定された「清流の国ぎふ憲章」の3つの要素「知」「創」「伝」と、ぎふ戦略の3つの視点とが合致していることを記載する。

(3) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業について

平成24年度から導入された「清流の国ぎふ森林・環境税」を財源とする同基金事業を、各施策実現に活用していくことを記載する。

(4) 世界農業遺産認定「清流長良川の鮎」の理念の継承について

「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」施策として、平成27年12月に世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」に代表される長良川システムを実現していくことを記載する。

(5) 野生鳥獣の管理について

平成23年1月に設置された鳥獣被害対策本部を契機とした、県を挙げての一体的な野生鳥獣管理対策を推進していくことを記載する。